

第532回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年9月2日(月) 14:00～14:37

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第532回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

なお、本日、武田委員は御欠席の予定でございます。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、まず、議題の1「電力・ガス取引監視等委員会委員長等より御挨拶について」でございます。

先ほど齋藤経済産業大臣より辞令をいただき、本委員会の委員長を拝命いたしました横山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この場をお借りいたしまして、私より一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

電力・ガス取引監視等委員会は、電力・ガスの全面自由化を初めとしたエネルギーシステム改革を進めるために、2015年9月に発足をいたしました。

私は、2021年9月に当委員会の委員長を拝命いたしました。当委員会は、「市場の番人」として電力・ガス市場において、厳正な取引が行われ、料金等の審査により消費者保護がなされているかを監視するとともに、また、電力・ガス市場における競争促進やルールづくり等を進めてまいりました。

発足から3期9年が経過した電力・ガス取引監視等委員会は、これまでの委員会の活動実績等に対して、有識者、実務者の皆さんによる組織検証を行いまして、本年6月に新たな委員会としてのミッション・ビジョン・バリュー（MVV）を策定いたしました。

本年9月から始まる第4期においては、新たなMVVのもと、卸電力市場やベースロード電源市場、需給調整市場などの市場監視、ネットワーク部門における中立性・公平性・効率性の確保に加えまして、長期脱炭素電源オークションや非化石価値取引市場の監視などを通じたGXの推進にも、これから取り組んでまいります。

電力・ガス取引監視等委員会では、市場監視やルール整備等を通じまして、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展につなげてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

それでは、引き続きまして、本委員会の委員として齋藤大臣より任命されました各委員の皆さんより、一言ずつ、豊富も含めまして御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、五十音順で岩船由美子委員、よろしくお願いをいたします。

○岩船委員　東京大学生産技術研究所の岩船でございます。

私は、この9月から2期目、引き続き電力・ガス取引監視等委員会の委員を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

1期目を経まして、電力・ガス取引監視等委員会の役割として、非常に様々な分野の監視をしなくてはいけなくなっている、市場も拡大していたり、内外無差別等取引の監視もあるということで、この委員会の役割というのは、非常に大きくなっていると思います。

その中で、目の前のやらなければいけないことをこなしていくような方向にも、少しなってきたような印象もありまして、やはり長い目で見て、この電力システムは、エネルギーシステムのS+3Eという大前提を達成するための市場であり、監視であるということで、少し長期的な目線を持ちつつ、2期目は、もう少し様々な長期的な視点からも委員会

に意見を出し、貢献できるようにしていきたいと思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

武田委員は、本日御欠席ですので、続きまして、松村敏弘委員から、よろしくお願いいたします。

○松村委員 この9月から委員を務めさせていただきます松村と申します。よろしくお願いいたします。

まだ、やるかどうかは決まっていらないのに言うのは早過ぎますが、今、同時市場が検討され、さらにノーダル制。これも入れられるかどうかは、まだ全く決まっていらないのですが、入れられる可能性がある。この2つが入ると、電力システムは大きく変わることを思います。

それは、どんなに早くても2028年度から、もっと後になるとすると、この任期の外になるわけで、その意味でも言うのは早過ぎるわけですが、しかし、そのような大きな変革が仮にあったとしても、それに対応できるような準備は、今からでもしていかなければいけないと思います。

このような大きな変革を見据えて、監視等委員会が設計する様々な制度の部分も、その重要な一部になると思いますので、気を引き締めて仕事をさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、村松久美子委員から、よろしくお願いいたします。

○村松委員 このたび委員を拝命いたしましたPwC Japan有限責任監査法人の村松久美子と申します。

このたび、このような重要な役割を担うことになりまして、大変緊張しておりますけれども、今までの監視等委の重要な役割、市場の番人としての役割、これに加えましてミッション・ビジョン・バリュー、こちらの見直しを踏まえて、またさらに役割として重要な部分を担われていくことと思います。

電力・ガスシステム改革は、引き続き重要な局面を迎えてまいりますけれども、この中で、市場の公正な機能をしっかり果たしていくために、電力・ガス取引監視等委員会の職責を果たしていくことができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、最後に武田邦宣委員よりメッセージを預かっておりますので、事務局より、読み上げをよろしくお願いいたします。

○田上総務課長　　事務局から、武田委員よりお預かりしておりますメッセージを代読させていただきます。

本日は体調不良のため、新体制下での第1回委員会に出席できず、誠に申し訳ございません。委員の指名を受け、その重責を改めて実感するとともに、身の引き締まる思いであります。国民生活の礎であり、またあらゆる産業の基盤でもあるエネルギー産業が大きな転換期を迎えている中で、当委員会の果たすべき役割は一層重要性を増していると感じております。法学の研究者として、「すべての需要家に対する利益の均てん」および「すべての事業者に対する事業機会の保障」という委員会の運営理念の達成に向けて、全身全霊をもって尽力する所存でございます。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これから委員一同、任務を全うしていきたいと思いますので、関係者の皆様におかれましても、ぜひ御協力のほどを、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会の事務局を代表いたしまして、新川事務局長より一言お願いをいたします。

○新川事務局長　　電力・ガス取引監視等委員会の第4期の始まりに当たりまして、事務局を代表して、御挨拶を申し上げます。

電力・ガス取引監視等委員会のMVVに記載されたミッションである「市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要家・供給者双方が主体的かつ合理的な行動をする結果として、中長期的にも、経済性・安定性・環境適合性が図られる効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く」の実現に向けまして、次の3年間、委員長、4委員の御指導のもと、事務局一同全力で職務に当たりたいと思っておりますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、議題2に移らせていただきます。議題の2は「委員長代理の指名について」でございます。

これに関しまして、田上総務課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 総務課の田上です。

まず、資料3を御覧いただければと思います。「委員長代理の指名」でございます。

電気事業法第66条の6第2項の規定に基づきまして、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することになっております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○横山委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、電気事業法第66条の6第2項により、委員長代理は委員長が指名することとされていますので、委員長といたしまして、武田委員を委員長代理として指名をいたします。

なお、武田委員には、事前に御意向を確認しておりますので、委員長として手続きを進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の3「制度設計専門会合の改組について」に関しまして、引き続き、田上総務課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 資料4を御覧いただければと思います。「制度設計専門会合の改組」でございます。

こちらを今回議題にかけさせていただく背景でございますが、1.のところを御覧いただければと思います。

令和4年度に、大手電力による不正事案が相次いで発覚をいたしました。電取委の監査機能の強化はもとより、審議会の役割について、これまでの制度設計、市場監視、事業者監査などを議題とした検証・議論に加えまして、大手電力会社の不正事案のフォローアップ検証を重点的に行っていくために体制の見直しをしていくことが必要だと考えております。

今年6月に取りまとめられました電取委の検証結果におきましても、次のページで、(参考1)でございますが、「電力・ガス取引監視等委員会における機能強化方針」でも、内部統制の強化やシステム監査の推進が必要であるというふうに整理がされています。

こうした状況を踏まえまして、電取委の下部組織として競争促進や消費者保護のルール

づくりに係る詳細設計を議論してきました「制度設計専門会合」を、ITガバナンスを含めた検証機能の強化を目的といたしまして、制度設計から監視制度（IT監査等を含む）の検証までを担う「制度設計・監視専門会合」に改組をさせていただきたいと考えております。

改組時期につきましては、電取委の議決を得た日としたいと考えております。

また、構成員及び座長の指名につきましては、（参考2）にございますけれども、専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成するとなっておりますが、横山委員長と、事前に御相談をさせていただいております。先ほど申し上げました運営規程に基づきまして、専門会合の構成員は、委員及び専門委員のうち、委員長が指名した者により構成され、専門会合の座長は、委員長が指名するとなっております。

この「制度設計・監視専門会合」に改組する場合、横山委員長としては、別添の案にありますように、電取委の委員からは武田委員に座長に御就任をいただくとともに、岩船委員及び松村委員を構成員に指名する方針である、と承知しております。

また、専門委員からは、制度設計専門会合に参加されていたメンバーに加えまして、SOMPOリスクマネジメント株式会社におきまして経営層に向けたセキュリティー対応策の指導のみならず内部統制に精通していらっしゃる熱海氏を、構成員として指名される方針と伺っております。

事務局からの説明は、以上になります。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありました、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、「制度設計専門会合」を、「制度設計・監視専門会合」に改組することによろしいでしょうか。

（異論：なし）

それでは、異論がございませんようですので、事務局から御説明がありましたとおり「制度設計専門会合」を「制度設計・監視専門会合」に改組いたします。

なお、改組された「制度設計・監視専門会合」の構成員につきましては、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項に基づきまして、委員長が指名することとされてお

りますので、手続きを進めさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の4「料金制度専門会合の構成員の変更について」に関しまして、引き続き、田上総務課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

制度設計・監視専門会合と同様に、料金制度専門会合の構成員につきましても、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第3項に基づきまして、委員長が指名することとされているところでございますが、事務局から報告を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 資料5を御覧いただければと思います。

ただいま委員長からありましたように、専門会合の構成員につきましては、委員及び専門委員の中から委員長が指名をすることになっております。

今般、料金制度専門会合に指名されていた専門委員が、令和6年8月31日に任期満了になることに伴いまして、横山委員長としては、令和6年9月2日以降の専門会合の構成員については、別添のとおり、電取委の委員からは、村松委員と松村委員を指名すると伺っております。

また、専門委員からは、東京大学大学院の大橋氏、EY新日本有限責任監査法人パートナーの関口氏、みずほ証券株式会社の新家氏を指名する方針と伺っております。

大橋氏は、経済学者の中でも、電力・ガス分野に対して知見を有されており、関口氏は上場企業を初め企業の監査業務に従事し、経験が豊富であり、新家氏は、電力市場に精通したアナリストとして活躍した経験を有されていると承知をしております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、委員長として、このように指名手続きを進めさせていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の5「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」に関しまして、引き続き、田上総務課長から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 資料6を御覧ください。「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等」でございます。

電気事業法等に基づきまして、電力・ガス取引監視等委員会があらかじめ指定することになっておりますあっせん・仲裁を行うあっせん委員及び仲裁委員の候補者を指定するものでございます。

まず、「仕組みの概要」ですが、電取委によるあっせん・仲裁の制度が、電気事業法、ガス事業法、熱供給事業法にもそれぞれ規定されております。

2. でございますが、あっせんにつきましては、電気事業法の第35条第3項（ガス事業法107条第2項及び熱供給事業法第19条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づきまして、電取委があらかじめ指定する委員その他の職員のうちから、電取委が事件ごとに指名するあっせん委員が行うこととなっております。

また、仲裁につきましては、電気事業法第36条第3項（ガス事業法第107条第4項及び熱供給事業法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づきまして、電取委があらかじめ指定する委員その他の職員のうちから当事者が合意によって選定した者を電取委が指名することになっております。

今回、令和6年9月1日付けで、経済産業大臣により、電取委の委員4名が新たに任命されました。また、特別委員として、北本氏と圓尾氏が任命されたことに伴いまして、これら6人の方を、あっせん委員・仲裁委員の候補者として、新たに指名をすることとしたいと考えています。

43行目以降で、稲垣氏や小林氏、小宮山氏、田中氏、林氏、丸山氏は、継続の特別委員となっております。

3. でございます。仲裁委員の候補者につきましては、電気事業法の施行令第28条、ガス事業法や熱供給事業法にも読み替え規定がございますけれども、この規定に基づきまして名簿を作成することとなっておりますので、今申し上げました委員の方の名簿を、資料6－1ですが、これを作成して公表したいと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。——よろしいでしょうか。

（質問、意見等：なし）

それでは、事務局案のとおり、あっせん・仲裁委員の候補者として、名簿に追加してよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおりあつせん・仲裁委員の候補者として、名簿に追加することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の6「ガス小売事業者等に関する今後の対応について」に関しまして、下津取引監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長　それでは、「ガス小売事業者等に関する今後の対応」につきまして、資料7に基づきまして、御説明をいたします。

スライドは2枚目でございます。本件は、ガス小売事業者による大口都市ガスの受注調整事案等に関連するものでございます。

大口都市ガスの受注調整事案に関しましては、本年6月24日に東邦瓦斯株式会社、そして中部電力ミライズ株式会社に対して、業務改善命令を行うよう、当委員会から、経済産業大臣に勧告を行いまして、その後、本年7月26日に、経済産業大臣による業務改善命令が行われました。

その命令の中で、再発防止のための計画、いわゆる改善計画の策定等をし、その改善計画を8月23日までに報告することとされておりました。

また、業務改善命令がなされた日と同日でございますけれども、家庭用ガス、電気、それから、卒FIT買取に係る事案につきましては、当委員会から事務局長名の業務改善指導を行い、改善計画に基づき実施する取組を、本指導の内容を踏まえたものとする等、必要な措置を講じて、その内容等を当委員会に、同じく8月23日までに報告するようにしておりました。

それぞれ8月23日までに報告がありましたので、本日は、各社の報告内容、そして今後のフォローアップの方針について御審議をいただきたいと思っております。

スライドは4枚目まで行きます。業務改善命令等の内容を記載しております。

本日の御議論に関係しているところを御紹介いたしますと、こちらは、経済産業大臣による業務改善命令の内容でございますけれども、2.で、再発防止のための計画を策定の上、少し飛ばしますが、8月23日までに書面で報告することとなっております。

こちら、その続きでございますけれども、3.で、今後1年間、4か月に1度の頻度で改善計画の実施状況について報告することとなっております。

スライドは6枚目でございます。こちらは、当委員会による業務改善指導の内容でござ

います。

2. で、改善計画で実施する取組を、指導理由の内容を踏まえたものとする等、必要な措置を講ずること、3. で、その措置の内容等を8月23日までに報告すること、そして4. で、今後1年間、4か月に1度の頻度で、その実施状況について、当委員会事務局に報告することとしておりました。

スライドは8枚目までまいります。スライド8枚目以下で、報告されました改善計画等の概要を御説明いたします。

業務改善命令で、改善計画で満たす必要のあるポイントとして6点を明示しておりましたので、このポイントに沿って御説明をさせていただきます。

スライドは9枚目でございますが、まず、「内部的な監査・社内の視点」ということでございます。各社とも、本件を踏まえた内部監査を実施することとしているほか、外部人材を過半数に含む組織体、東邦ガスは、「業務改善計画検証会議」、中電ミライズは、「改善計画モニタリング会議」というものでございますけれども、これらを設置して、改善計画の実施状況の検証等を実施するとしております。

スライドは10枚目でございます。「他社との接触ルール」でございます。

こちらは、各社、競合他社との接触に関するルール、事前承認・事後報告でございますけれども、これらを整備し、実施し、ルールに違反にした場合の処分についても明確化してございます

また、ルールの遵守状況等をモニタリングする手法についても各社記載しておりまして、例えば東邦ガスは、社内メールをキーワードでランダム抽出してモニタリング、ですとか、中電ミライズですと、半期に一回、交際費データと接触申請の突合等を行うというようになってございます。

スライドは11枚目でございます。こちらは、「会議モニタリング」としておりますけれども、社内において競争に関する議題を扱う会議について、法令遵守の観点からモニタリングを行う仕組みを整えることと、業務改善命令でされているところでございます。

こちらにつきましても、各社とも、競争に関する議題を扱う会議について、法務部門や内部監査部門が出席しまして、モニタリングを行うとしてございます。

スライド12枚目、13枚目もそうですが、研修の関係でございます。

こちらは、継続的な研修でございますけれども、各社、独占禁止法、ガス事業法等に関する研修や教育を行うとしておりまして、その研修等の実効性確保につきましても、13枚

目でございますが、研修等の受講率の把握、テストの実施等を通じて確保するという
ことになっております。

スライドは14枚目でございます。「社内リニエンシー・内部通報制度」です。

各社とも社内規程に社内リニエンシー制度を設けておりまして、内部通報制度とともに
社内へ周知をするとしてございます。

スライド15枚目でございます。東邦ガスは、自主的にこのような取組をしますというこ
とを改善計画の中に記載しておりますので、その内容をこちらでまとめたてございます。

この表の上から4つ目に、「人事の長期滞留の抑制」といったことも記載されておしまし
て、特徴的な取組かなと考えているところでございます。

以上が、各社からの報告の概要でございますけれども、続きまして、フォローアップで
す。

スライドは17枚目です。「今後のフォローアップについて」でございます。

今後1年間、4か月に1回の頻度で計画等の進捗状況の報告を受けることになっており
ますので、基本的には、その頻度でフォローアップをしていこうと考えております。

2つ目の・でございますが、中電ミライズにつきましては、昨年の電力カルテル事案に
関して、一度、改善計画を策定・実施等しているという事情も踏まえまして、フォローア
ップをしていきたいと考えております。

スライドは18枚目でございます。「フォローアップにおける確認のポイント」としており
ます。

フォローアップにおきましては、改善計画等に記載された取組の実施状況等を確認する
ことを考えているのですが、メリハリをつけて、効果的なフォローアップを行うために、
その確認のポイントは持つておこうと思っております。1回目のフォローアップでは、
社内ルールや研修等、取り急ぎ実施する必要があると思われるものに重点を置いて確認を
する、2回目は、三線管理、そして、特に2線、3線と協働することが多いだろうと思わ
れる外部人材を構成員の過半数に含む組織体、この組織体の活動状況に重点を置いてフォ
ローアップをしようと、それから、3点目でございますけれども、取組の効果の確認、そ
れから、今後の課題等について確認をしようと考えております。

このような形でフォローアップを1年間行っていこうと考えている次第でございます。

私からの説明は、以上でございます。御審議のほどを、よろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いします。

村松委員、お願いします。

○村松委員 このたびの改善計画、各社、よく練られて持ってこられたのだと思っております。

フォローアップに行かれるプランまで御提示いただきまして、ありがとうございました。やはり事業者がルールを制定しただけでなく、それを社内的に遵守させるための機能を、どれだけ有効に保っていけるかといったところを、フォローアップの中で見ていかれることと思います。

東邦ガスの計画の中にも含めていますけれども、社内でルールを制定してアナウンスするだけではなくて、その理解をきちんとサポートするための窓口、相談窓口、そういったものがちゃんと使われているのかどうか。窓口を設けたけれども、一切質問がありませんでしたというのでは、本当に有効に機能しているのでしょうか。その存在を知らないということがあると、やはり実効性を伴わないということもあり得るかと思いますので、こういった観点で見ていただきたい。同じく内部通報制度も、一切通報はありませんでしたというのでは、これは、やはり十分に機能しているのかという目線もあるかと思いますので、フォローアップの中で、そういったことを見ていただければと考えた次第です。

○横山委員長 御意見ありがとうございます。

事務局から何かコメントがありましたら、お願いします。

○下津取引監視課長 村松委員、御意見ありがとうございます。

我々も、どんな立派な再発防止のための計画をつくっても、それが、実際に効果的に実施されていないと、これは、やはり全く意味がないと考えておりまして、その実施というところまできちんと確認する必要があるとあって、そのために、このフォローアップは重要だと考えております。

今日いただいた御意見も踏まえまして、今後のフォローアップをやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員　今回、合理的な対応を、十分な対応をしていただいたと思います。このとおり進めていただければと思います。

私自身が関心を持っているのは、仮にこれがきちんと実行され、今後２度と独禁法で摘発されることがないということになったとしても、すごく極端なことを言うと、中部電力が一切ガス市場から退出する、東邦ガスも、電力市場から退出すると、それは、もちろん話し合っていれば真っ黒なわけですが、話し合いによらないで経営判断として、そうする。

そうすると、競争がなくなるので、摘発されることは一切なくなる。こういう状態が望ましい状態ではないというのは、ある意味当たり前のことだと思っています。

本当に望ましい姿は、東邦ガスであれば、ガスに強みを持っているのだけれども、それでも電気にかえたほうがいい領域はあって、そこでは電気も組み合わせて売る。中部電力は、当然系統電力に比較優位を持っているので、それを中心にして、それでもガスを使ったほうがいいところは、そこで埋め合わせる。それぞれの強みを活かした優れた提案を顧客にして、健全な競争をする状態が、本来の望ましい姿だと思います。

これから、この委員会の、恐らく専門会合のレベルになるとは思いますけれども、そこで、そういう競争が実際に起こっているということがいろいろな形で発信できて、だから、ある種の競争のメカニズムがちゃんと働いていますよ、心配は要りませんよということが、いろいろな形で発信できるといいと思っています。

経営戦略として懸念される事態が起こり、それでも直接それを規制することはできないとしても、もし、万が一そんなことが起こったとすると、別の対応が必要になると思います。

そのようなことを考えなくても済むような、健全な競争が、このエリアはもちろんですが、ほかのエリアも含めて進むことをとても期待しています。

以上です。

○横山委員長　どうもありがとうございました。

事務局、よろしいでしょうか。

○下津取引監視課長　松村委員、御意見ありがとうございます。

ガス分野の健全な競争、競争の活発化、これは非常に重要だと、我々も認識しております。競争、これは、やはりルールを守ってやっていただく必要があろうと考えておりまして、我々、今回の改善計画が、競争関係の整備につながって、健全な競争の活発化につながっていくことを期待しているところでございます。

我々としては、まずは、この改善計画に沿った取り組みが、ちゃんとなされているのかというのをしっかりとフォローアップしていきたいと思っております。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

新川事務局長、お願いします。

○新川事務局長　　今の松村委員の御指摘は、単にこのエリアでこの計画がしっかりなされているかどうかにとどまらず、電力とガスの間のそれぞれの垣根を越えた競争がしっかり行われているかどうかを確認していくべきと、しかも、このエリアによらずほかのエリアも含めてということだと認識いたしましたので、どのタイミングでどの場でというのは、今はちょっと申し上げられませんが、しっかり確認していきたいと思っております。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありました対応方針には御異論はないと思います。

御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

事務局におかれましては、この方針で進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

事務局から1点、お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に3件、書面開催を行っております。

「一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について」、8月29日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

また、「令和6年台風10号に伴う災害に係る特定小売供給約款の特例認可等について」、

8月30日付けで、2件認可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答しております。

議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしく
お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——